



令和4年第5回総会

会 議 録

期 日 令和4年5月27日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和4年第5回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年5月27日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	25	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	26	農地法第3条許可申請について
4	27	農地法第5条許可申請について
5	28	農用地利用集積計画の調整について
6	29	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5月27日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 加治屋昭男
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和4年第5回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。7 番眞茅委員，8 番俵積田広昭委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第25号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号107番から115番までの合意解約は，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外6名，利用権設定をした者〇〇〇〇さん外7名です。

解約面積は田が1筆430㎡，畑が11筆10,614㎡の合計12筆11,044㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について，整理番号107号から115号については，説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第25号は，同意することに決定いたしました。

次に，日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号9号]

整理番号9号についてご説明申し上げます。

整理番号9号の申請地は、
茅野町〇〇番，畑，468㎡，〇〇番，畑，242㎡，
〇〇番，畑，637㎡，〇〇番，畑，675㎡，
〇〇番，畑，3,441㎡，〇〇番，畑，1,023㎡，
〇〇番，畑，3,801㎡，〇〇番，畑，5,918㎡，
合計16,205㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，67歳，大阪府にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，72歳，茅野町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

譲渡人と譲受人はいどこにあたります。

譲受人申入れによるものであります。

整理番号9号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号9号の申請地については4～8ページに掲載してあります。

申請地は，県道打木谷・白沢津線沿い茅野共同茶生産組合茶工場より東側，約〇〇mの範囲に点在します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号9号について，眞茅委員をお願いします。

7番（眞茅委員）整理番号9号について報告いたします。

譲受人，譲渡人は，同一人ですので，一括して報告します。

5月13日に譲受人〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は茅野町在住の茶の専業農業者です。

譲渡人は大阪に在住の非農家です。

また，贈与にあたり関係を聞きましたところ，親同士が，兄弟ということですので場所については事務局の説明のとおりですので省略させていただきます。

まず茅野町〇〇，〇〇番は，現況として，隣接する〇〇，〇〇，〇〇番と合わせて，1枚の畑となっておりまして，現在茶が植え付けられています。

周囲については，東西南北は茶畑となっております。

茅野町〇〇番，〇〇番についても，東西南北は茶畑で，現況としては茶が植え付けられています。

〇〇番は，東側，西側，南側は茶畑，北側は，市道を挟んで茶畑です。

現況としましては，茶が植え付けられています。

〇〇，〇〇番は，現況として，1枚の圃場となっておりますのでまとめて報告します。

東側は，申請地〇〇番の畑，西側は畑，南側は市道を挟み畑，北側は山林です。

現況は、茶が植え付けられています。

〇〇番は、西側は、申請地〇〇番の畑、南側及び東側は茶畑、北側は山林です。
現況は、茶が植え付けられています。

また、茅野町〇〇、〇〇、〇〇番については、耕作放棄地状態であったものの、3年前から、譲受人が耕作をはじめたそうです。

その他の申請地は、20年前から譲受人が耕作しており、今回になったとのことです。

取得後も、茶畑として、現在同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

10番(畑野委員) 自作小作別の欄ですけど、自作とありますが、これは小作ではないんですか。

事務局 3条の申請の時点で、それまでの利用権を解除していたことから、現状としては、この〇〇さんがお作りになっていたと思うのですが、届出上貸し借りがないということで、書類は自作と記載しております。

10番(畑野委員) わかりました。

議長 他にございませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号9号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

[整理番号15号]

整理番号15号の申請地は宮田町〇〇番、畑、195㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職、〇〇〇〇さん無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため、申請地と隣地を同時取得し、自分の家を持ちたく申請するため。」とのこと。

申請地は 11 ページに掲載してあります。

宮田町の天平会館より東側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第 1 種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 195 m²で問題のないものと思われます。

造成については、隣接する宅地と一体利用し、整地します。

車の出入りは南側の道路からおこないます。

建物は、高さ 5.2mの平屋ですが、境界から 1.2m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 1 6 号]

整理番号 1 6 号の申請地は木場町〇〇番、畑、251 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、調理師です。

転用目的は駐車場・通路です。

申請事由は、「太陽光発電施設の点検・メンテナンスをおこなうため、車両の駐車場及び通路を確保するため。」とのことです。

申請地は、13～14 ページに掲載してあります。

岩崎町・山古園商店の西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が 0.4ha の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は駐車場・通路で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は 2t トラック 1 台、軽トラック 2 台分の駐車場と通路の整備です。

計画面積は 251 m²で問題のないものと思われます。

転用にあたり、現況のまま、整地のみで、周囲は既存の擁壁及びブロックで囲まれております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号 1 5 号について、篠原委員をお願いします。

4 番（篠原委員）まず整理番号 1 5 号について報告いたします。

立会人は〇〇さん本人です。

転用目的は一般住宅です。

1 5 号の申請地は、説明にありましたとおり、宮田町〇〇、〇〇番地で住宅街の一角にある農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地は、北側は住宅、南側は市道、東側は住宅、西側も住宅であり、隣接する農地はありません。

周囲の西側，南側は，ブロック積みが 2m ぐらいありましたが，建築許可の関係から，高さ 80cm にして周辺へ雨水が流出するのを防止します。

建物は，平屋ですが，境界から控えて建築し，日照通風等支障を及ぼしません。車の出入りは南側よりおこない，雨水については，西側側溝へ排水します。生活排水も西側の道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

なお，住宅地域であるため，隣地の所有者へ住宅建築の周知をおこなうよう助言したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 つづきまして，整理番号 16 号について，畑野委員お願いします。

10 番（畑野委員）整理番号 16 号について報告いたします。

5 月 17 日に篠原農業委員，有村推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は譲受人の〇〇さんと〇〇行政書士です。

16 号の申請地は，説明にありましたとおり木場町に位置する小集団的な農地で，保全管理されています。

転用目的は駐車場・通路です。

申請地の北側と東側は市道，南側は譲受人の太陽光パネル，西側は不耕作の畑です。

雨水については，自然流下及び北側の水路へ放流します。

工作物を設置しないので，周辺土地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお，西側に隣接する土地については，相続人へ名義変更され次第，取得予定となっております，

譲受人が保全管理いたします。

被害防除計画，資金調達計画も示されており，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 15 号から 16 号までの 2 件については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって，議案第 27 号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。
議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第28号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。
整理番号74号から89号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外15名、
利用権設定をする者〇〇〇〇さん外40名で設定面積は、田が2筆で815㎡畑が
50筆で43,732㎡樹園地が4筆で3,708㎡の合計56筆で48,255㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号4号、譲渡人は若葉町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は寿町にお住
まいの〇〇〇〇さんで主に甘しょを栽培している農家です。

経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。移転は1筆で面積は714㎡で
す。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
7番（眞茅委員）議案第28号で、貸した人が15人、借りた人が40人と報告がありまし
たが、議案書には16と41となっております。

議長 今回の事務局の説明は、借りる人が〇〇〇〇さん外15名、貸す人が〇〇〇〇さ
ん外40名という説明だったと思いますが。

事務局 すいません、わかりました。

議長 他にございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号74号か
ら89号までについて、並びに所有権移転の整理番号4号については、原案のと
おり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第28号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計
画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に
ついてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第29号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価について説明いたします。

この議案第29号につきましては、農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」の取組として、各農業委員会の活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

18 ページの「Ⅰ農業委員会の状況」や各活動の現状・課題等につきましてはお目通しいただいていると思いますので、実績並びに評価についてのみ説明させていただきます。

19 ページの「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、目標面積956haに対し、実績が1,042haであり達成率は109.0%となっています。

委員の皆さんに行ってもらっている利用権の戸別訪問等の成果により、目標は十分に達成されたと判断いたしました。

20 ページの「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、参入目標1経営体・参入面積1haに対し3経営体・参入面積1.1haの実績となりました。

21 ページの「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」につきましては、遊休農地の解消面積が、新たに発生した面積を大幅に上回ったことから目標を達成することができました。

22 ページの「Ⅴ違反転用への適正な対応」につきましては、農地利用状況調査や、農地パトロールなどにより違反面積の増加はありませんでした。

23・24 ページの「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきましては、1の農地法第3条に基づく許可事務の年間処理件数18件、2の農地転用に関する事務の年間処理件数は33件、3の農地所有適格法人からの報告への対応は年間実績が23法人で、いずれも問題なく処理されています。

4の情報の提供等及び25 ページにつきまして、実績を記載していますのでお目通しください。

以上で令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 3 0 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 眞茅 文男

会議録署名委員 俵積田 広昭